



各 位

会 社 名 株式会社KVK
代 表 者 名 代表取締役社長 末松 正幸
(コード番号 6484)
問い合わせ先 経営管理本部長 小関 智晶
(TEL 058-293-0006)

社外役員との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 28 条及び第 37 条の規定に基づき、社外役員との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外役員の氏名

社外取締役 清澤 正
社外監査役 木村 静之
社外監査役 杉浦 勝美

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 6 月 24 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款 第 28 条 2

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

当社定款 第 37 条 2

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 26 年 6 月 25 日開催の第 67 期定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役が、その期待された役割を十分に発揮することができるように、両者との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を付議し、当議案は原案通り可決承認されました。本日開催の第 68 期定時株主総会において、上記社外役員が選任され、全員より責任限定契約の内容等に合意が得られたため、本日責任限定契約を締結いたしました。

以 上